建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合する：流量調整型・担体流動生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	福岡県福岡市中央区平尾３丁目１番３号　大管工業㈱ 代表取締役　中島　栄一
工場の所在地及び名称	鹿児島県霧島市川内市勝目町字山口田6314番地１　大管化成工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
9－15－H－003	ダイカン浄化槽　DTR－R２型
〃　－１	〃　DTR－S２型
〃　－２	〃　DTR－T２型
〃　－３	〃　DTR－U２型

○九州地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
出水市下知識町一六四一番から阿久根市赤瀬川字堂山二八二九番一まで	前	A　八・四〇～二〇・〇〇　四六・二〇～一三・九〇〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・四〇～二〇・〇〇　四六・二〇～一三・九〇〇（キロメートル） B　二〇・〇〇～二〇九・六八　一五・二一六（メートル）	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	阿久根市多田字陣ノ尾三五三四番一から同市鶴川内字岸ノ子山九九二番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十九日

○九州地方整備局告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　九州地方整備局長　金尾　健司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
阿久根市多田字陣ノ尾三六一一番一から同市鶴川内字後牟田二三九番五まで	一〇・一五～二〇九・六八（メートル）　四・三七六（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十七年三月二十七日

○北海道開発局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　北海道開発局長　岡部　和憲

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
石狩市浜益区幌三二八番一地先から同市浜益区幌国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六三二林班い小班まで	前	一九・七三～九六・七三（メートル）　〇・六八一（キロメートル）	
	後	三六・七一～一三九・三一　〇・六八一	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
留萌市大和田一丁目六八番から同市元川町二丁目四四番一まで	前	A　二三・三七～八七・八八（メートル）　三・六九七（キロメートル） B・C　一〇・五〇～一三七・二九　二・六六七	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二三・三七～八七・八八　三・六九七 B・C　一〇・五〇～一三七・二九　二・六六七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百九十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道白糠郡白糠町茶路基線一〇一番二から同町茶路東一線一〇番六まで	前	一〇・〇〇～二三・〇〇（メートル）　〇・七二六（キロメートル）
	後	一九・四〇～二四・〇〇　〇・七二六
北海道白糠郡白糠町茶路東一線一一四番二地先から同町茶路基線一二一番三〇まで	前	一四・〇〇～一六・〇〇　〇・八四五
	後	二二・〇〇～三二・四〇　〇・八四五

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　北海道開発局長　岡部　和憲